店頭バイナリーオプション取引に係るご注意

- 本取引は、金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている 店頭デリバティブ取引であるため、お客様より事前に要請がない限り訪問・電話 による勧誘はできない取引です。(注 1)
- ※ この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを改めてご確認ください。
- また、<u>本取引は、</u>法令・諸規則等により、<u>取引の内容や想定される損失額</u> 等について十分にご説明することとされています。
- ※ 取引の内容や想定される損失額等について、説明を受けられたか改めてご確認ください。
- 弊社によるご説明や、<u>本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただき</u> ますようお願いいたします。
- お取引内容に関するご確認・苦情などにつきましては、カスタマーサポート 担当までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下の ADR(注 2)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号 0120-64-5005(フリーダイヤル)

(注1)ただし、以下に該当する場合は適用されません。

- ・当該取引に関して特定投資家に移行されているお客様の場合
- ・勧誘の日前1年間に2以上のお取引いただいたお客様及び勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客様の場合

(注 2) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の 紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その 解決を図る手続をいいます。

Binary 株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2949号

契約締結前交付書面

Binary 株式会社

金融商品取引業者

関東財務局長(金商)第2949号

この書面には、当社が取り扱う店頭バイナリーオプション取引についてのリスクや留意点が記載されています。お客様はあらかじめこの書面を熟読し、ご理解の上、ご不明な点がございましたらお取引開始前に必ずご確認ください。

店頭バイナリーオプション取引は、元本が保証された取引ではなく、金利や通貨の価格等の変動により損失が生ずることがあります。また、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。従って、取引を開始する場合または継続して行う場合には、本書面のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

<目次>

| 店頭バイナリーオプション取引のリスク等重要事項について | 3 |
|-----------------------------|----|
| 店頭バイナリーオプション取引のリスクについての説明 | |
| 勧誘方針 | 7 |
| 店頭通貨バイナリーオプション取引の概要と仕組みについて | 8 |
| 店頭バイナリーオプション取引の手続きについて | 24 |
| 店頭通貨バイナリーオプション取引行為に関する禁止行為 | 27 |
| 当社の概要について | 30 |
| 店頭通貨バイナリーオプション取引に関する主要な用語 | 32 |
| 店頭バイナリーオプション取引概要 | 38 |

本書面は、金融商品取引業者が金融商品取引法第37条の3の規定に基づき顧客に交付する書面で、同法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第4号に規定する店頭バイナリーオプション取引について説明します。

※本書面の内容を必ずご確認の上、万一記載内容に相違または疑義がある時は、当社カスタマーサポート担当までお問い合わせください。

店頭バイナリーオプション取引のリスク等重要事項について

商 号: Binary 株式会社(金融商品取引業者)

登録番号: 関東財務局長(金商)第2949号

連絡先: support@binary.com

加入協会 : 一般社団法人金融先物取引業協会(会員番号 1590)

店頭バイナリーオプション取引は、期限のある取引であり、オプションの買い手であるお客様が、取引時間内に購入したオプションを売却せず、権利行使時点に予測が外れた場合には投資元本の全てを失うこととなる取引です。従って、取引をされるにあたっては、約款及び本書面を十分に読み、それらの内容ならびに下記の事項を十分に理解し、かつ異議なく承諾していただく必要がございます。

- 1. お客様が行う店頭バイナリーオプション取引は、為替レート等の変動によって、購入したオプションの価値やペイアウト金額(払い戻される額)が変動するため、利益を得られることや元本が保証されたものではありません。最大でオプション購入合計金額の損失が発生します。
- 2. オプションを行使できる期間(取引期間)に制限があります。オプションの買い手は、取引可能期間内に売却しない時は、自動権利行使制度が適用される(判定時刻に権利行使条件に達している)場合を除き、その権利が消滅して支払ったオプション購入金額の全額を失うことになります。
- 3. 取引に異常が生じた場合またはそのおそれがある場合、ならびにレート配信先からのレート配信に異常が生じた場合またはそのおそれがある場合に、取引の停止・中止等を行う場合があります。
- 4. 本取引では、オプションの購入受付期間中、当社が定める販売停止条件等に抵触した場合、(例:各回号にて定期的に計算される払い出し合計額が、当社の定める上限額を上回る可能性が高くなった場合)、受付停止となることがあります。
- 5. 取引システムまたは金融商品取引業者及び、お客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、売却等が行えない可能性があります。
- 6. 相場状況の急変時や重要な経済指標の発表に際し、当社のリスク管理の一環として、購入価格と売却価格のスプレッド幅を広げる場合があります。この時、お客様の

負担する取引コストは、通常時と比較して増加します。

- 7. 本取引における取引手数料は無料です。スプレッド幅はお客様の負担となります。 該当日から遡って12ヶ月間、お取引がない場合は2,500円(税込)、以降、引き続きお取引等がない場合、6ヶ月毎に同額の休眠口座維持手数料が発生します。 3,000円未満を出金する場合、250円(税込)の出金手数料が発生します。
- 8. お客様が注文執行後にその注文に係る契約を解除すること(クーリングオフ)はできません。購入したオプションは、取引期間中であれば売却することはできますが、時価での売却となるため、損失となる場合もあります。
- 9. お客様全体の支払金額と受取金額の差額が、当社の収益の源泉となります。
- 10. 当社は、お客様からお預かりした預託金については、日証金信託銀行の顧客区分管理信託口にて、当社の固有財産とは区分して管理しております。なお、預託金が信託口座へ入金されるまでの間は、かかる信託に基づく信託保全の保全対象とはなりませんが、その間も金融庁長官の指定する金融機関において、預託金であることがその名義により明らかな預金口座にて、当社の固有財産とは区分して管理しております。
- 11. 当社またはお客様の資金の預託先業務または財産の状況が悪化した場合は、 預託金および、その他お客様の資金の返還が困難になることで、お客様が損失を 被るおそれがあります。
- 12. 当社のグループ会社である Binary Ltd.と、店頭デリバティブ取引の基本契約書である ISDA マスター契約に基づいた、マスタースワップ契約を締結し、レート配信を受けるとともに、当社の為替リスクの減少を図っております。

【マスタースワップ契約先】

·Binary Ltd.

監督官庁:Gambling Supervision Commission in the Isle of Man, British Isles

13. 当社、マスタースワップ契約先またはお客様の資金の預託先の業務または財産の状況が悪化した場合は、証拠金その他のお客様の資金の返還が困難になることで、お客様が損失を被るおそれがあります。

店頭バイナリーオプション取引のリスクについての説明

店頭バイナリーオプション取引にはさまざまなリスクが存在します。下記の内容をお読みになり、 店頭バイナリーオプション取引の特徴、仕組みおよびリスクについて十分に理解し、これらに異議なく承諾した上で、お客様の判断と責任において口座開設手続きを行ってください。

店頭バイナリーオプション取引は全てのお客様に無条件に適しているものではありません。お客様の投資目的、経験、知識、財産の状況等、さまざまな観点からお客様ご自身がお取引を開始されることが適切であるかどうかについて十分にご検討していただくようお願いいたします。

①店頭通貨バイナリーオプション取引の性質

Binary 株式会社(以下「当社」といいます。)が提供する店頭バイナリーオプション取引は店頭デリバティブ取引です。従って、店頭バイナリーオプション取引は相対取引(当社がお客様の相手方となって行う取引)によって行われます。当社は、店頭バイナリーオプション取引に関してお客様のカウンターパーティー(取引の相手方)として行動することになり、当社とお客様との間の取引は、証券取引や取引所先物取引とは異なる独自の規制に基づいて管理されます。そのため、金融商品取引所や商品取引所といった規制市場における保護を受けることはできません。従って、そのような性質から相対取引においては、契約の締結や取引の実行は、当事者同士の信頼に依存する部分が取引所取引と比べてより高くなります。また、店頭バイナリーオプション取引は合理的な投資判断を行う場合、オプション取引の理論的根拠等の専門知識が必要となります。また、保有する資産や負債の為替変動リスクの減殺を目的として利用する場合、取引期間が最短2時間と比較的短期間であることから、必ずしも投資した金額に見合ったリスク回避の効果が期待できるとは限りません。店頭バイナリーオプション取引を開始される前に、そのような取引の性質と下記に記載するリスクについてのご理解をお願いいたします。

②信用リスク

当社がオプションの発行体となるため、当社の信用状況(当社の破たん、債務不履行等)によっては、オプションの条件達成にかかわらず、投資した金額の全部または一部が返済されずお客様が損失を被る可能性があります。

③原資産価格(為替レート)変動リスク

本サービスにおいて投資対象であるオプションの購入価格および売却価格や判定価格(以下、当社では"判定レート"という。)は、オプションの原資産である為替レート変動の影響を受けます。外国為替市場では、24 時間常に為替レートが変動しております。為替レートの変動は各国の経済、社会情勢等により急激な変動となることがあり(土日・一部の休日を除きます。)、為替相場がお客様の予測と一致しなかった場合には、お客様がオプションを購入するために支払ったオプション購入金額の全額を失います。また、対象原資産である為替相場に直接投資するより

も、一般に損失の割合が大きくなります。また、原資産のレートについては、当社口座で提供される BID レートと ASK レートの中間値 (MID レート)を基にして一定間隔のレートを提示しておりますが、レート更新の間隔が相違するため、同時間帯であってもレートの相違が生じる場合があります。

④オプションの価格変動リスク

本取引では、お客様がオプション購入後に当該取引を取り消すこと(クーリングオフ)はできませんが、各回号の取引可能期間中であれば、お客様ご自身の判断により、購入したオプションの売却取引を行うことができます。時間経過による原資産価格の変動等により、取引期間中、購入したオプションの価格も変動します。購入したオプションが値下がりした場合、権利行使前に売却取引を行ったとしても購入価格よりも下落した価格での売却となり、損失を被る可能性があります。売却取引によって被った損失についてはお客様が責任を負うことになります。

⑤流動性リスク

外国為替市場には値幅制限がなく、特別な通貨管理が行われていない日本円を含む主要国通貨の場合、通常、高い流動性を示しています。しかし、主要国での祝日やニューヨーククローズ間際・週初のオープンにおけるお取引、普段から流動性の低い通貨でのお取引、あるいはマーケットの変動が激しいために、当社での原資産の価格提示が困難となった場合でのお取引においては、オプションの価格提示も困難となり、当社の通常の営業時間帯であっても、注文を行うことができなくなることがあります。また、天災地変、戦争、政変、為替管理政策の変更、同盟罷業等の特殊な状況下で特定の通貨のお取引が困難、または不可能となった場合も同様にオプションの価格提示ができず、お取引が一定期間において不可能となるおそれもあります。

⑥オンライン取引に関するリスク

オンライン取引システムを利用したお取引は、電話でのお取引とは異なる独自のリスクが存在します。オンライン取引システムでのお取引の場合、注文の受付に人手を介さないため、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図した注文が成立しない、あるいは意図しない注文が成立するおそれがあります。オンライン取引システムを利用する際に用いられる口座番号、パスワード等の情報が、窃盗、盗聴等により漏れた場合、その情報を第三者が悪用することによりお客様に損失が発生するおそれがあります。また、意図せざる当社またはお客様の通信機器、通信回線システム機器等の故障・障害等により、一時的または一定期間にわたってお客様の注文が成立せず、お取引において遅延および停止のおそれや、お取引画面に表示される取引にかかわる時間表記が、実際の取引時間と相違し取引機会を逸失するおそれがあります。

⑦法規制リスク

法令等や当社が加入する自主規制団体の規則等の変更は、お客様にとって、実質的に不利な

影響を与える可能性があります。

⑧両建て取引に関するリスク

バイナリーオプション取引に関して、取引から生じ得る損失を減少させるための取引として、現在行っている取引と対当する取引(例えばラダー取引で同一の回号の商品につき、コールとプット双方を購入する行為は、両建て取引と呼ばれます、両建て取引は、仲値を基準とする売値及び買値の価格差についてお客様が二重に負担することとなることなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがある取引です。

以上は、店頭バイナリーオプション取引に伴う典型的なリスクを簡潔に説明するものであり、取引に生じる一切のリスクを漏れなく示すものではありません。

このように、店頭バイナリーオプション取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。従って、取引を開始する場合、または継続して行う場合には、本書面や約款だけに依拠せず、適宜、自己の弁護士、税理士等の専門家の助言を得る等しながら、取引の特徴、仕組みやリスクについて十分に研究し、お客様の投資目的、経験、知識、財産の状況等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の判断と責任において行うことが肝要です。

勧誘方針

当社は、以下の方針に即して適切な勧誘を行います。

- 1. 当社は、お客様の知識、資力、取引経験、取引目的等を把握したうえで適切な商品説明を行い、お客様の意向と実情に沿った投資勧誘に努めます。適合性の原則に従い、お客様からのお取引を受けかねる場合もございますことをご了承ください。
- 2. インターネットを媒体とする店頭バイナリーオプション取引業者である当社の勧誘は、ウェブサイト、新聞雑誌等への広告掲載による勧誘を原則とし、取引の勧誘を目的とした電話や個別訪問は、一切行いません。
- 3. 当社は、金融商品取引法を始めとする関係法令諸規則の遵守、徹底を確保するための社内管理態勢の整備、強化に努めます。
- 4. 当社は、適切な勧誘が行われるよう、役職員に対し十分な研修を行います。また、当社の役職員は、個々においても専門知識の習得、研鑽に努めます。
- 5. 当社は、お客様により質の高いサービスを提供するため、お客様からの取引等についてのご 意見をいつでも承る態勢を構築します。

店頭通貨バイナリーオプション取引の概要と仕組みについて

当社による店頭バイナリーオプション取引は、金融商品取引法その他の関係法令および一般社団法人金融先物取引業協会の規則を順守しています。

1. 店頭バイナリーオプション取引とは

店頭バイナリーオプション取引とは、一般的には、通貨について権利行使価格と判定レートがあらかじめ定めた一定の条件を満たした場合に、一定の金銭を受け取ることのできる権利を、相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約するオプション取引のことをいいます。当社の店頭バイナリーオプション取引では、この「将来の一定期日(または期間)」のことを「判定時刻」と呼び、「特定の価格」のことを「権利行使価格」と呼びます。当社ではこの「権利行使価格」を「バリア価格」と呼びます。

2. 口座開設について

当社所定の方法の口座開設手続き、確認事項への同意をいただき、店頭バイナリーオプション取引に関連した知識確認テスト合格後に口座開設を受付いたします。お問い合わせ等は当社カスタマーサポート担当でお受けいたします。

店頭バイナリーオプション取引は、リスクが大きく、大きな損失を被るおそれがあります。当社 で店頭バイナリーオプション取引口座を開設いただくにあたっては、次の要件を満たしていた だくことが必要となります。

- (1)お客様が店頭金融先物取引について相当の知識があり、取引の仕組み等を十分理解していること。
- (2)お客様について、所定の取引時確認が行われていること。
- (3) 当社との取引において、インターネットでの取引が利用できること。
- (4)お客様固有のEメールアドレスがあり、当社からの通信を常時確認することが出来ること。
- (5)報告書等が全て電磁的な方法により交付されることに同意していること。
- (6)年齢が20歳以上75歳未満であること。ただし75歳以上の顧客に関しては、面談もしくはそれに準ずる手段により、適正な投資判断能力があると当社が確認して承認した場合を除く。 〈個人の場合〉
- (7)成年被後見人、被保佐人、被補助人、生活保護法被適用者でないこと。
- (8)日本国の居住者であること。
- (9) 反社会勢力に関与していないこと。
- (10)金融先物業者又は官公庁において、店頭デリバティブ取引に関わる業務を担当する者でないこと。〈個人の場合〉
- (11)マネーロンダリング等の違法行為、公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行おうとする者でないこと。

- (12)年収が100万円以上あり且つ金融資産100万円以上を有すること。
- (13)その他当社との取引にふさわしい者であること。

3. 取引方法について

当社の店頭バイナリーオプション取引は、PC(パソコン)からお取引可能です。

•2016 年 10 月現在、スマートフォン、タブレット端末向けアプリは提供しておりません。 ※インターネット経由での取引となります。

※電話によるお取引は一切受け付けられませんので、あらかじめご了承ください。

4. 取引可能時間、取引期間および回号

• 取引可能時間

毎営業日午前6時45分~土曜日午前2時58分(月曜日は午前9時00分~) 土日、12月25日及び1月1日は取引なし

※当社があらかじめ指定する時間帯において取引を停止する場合があります

• 取引期間

1回号あたりの取引期間は、取引開始時から判定時刻までの2時間15分、5時間15分ならびに1日、1週間、1ヶ月、四半期、1年(2017年1月から)となります。新規購入が可能な時間は判定時刻2分前までとなり、購入後の売却取引も同じ各回号2分前まで取引可能です。

• 回号

各回号は毎営業日午前6時45分(月曜は9時00分)から2時間以上に設定され、各取引期間内にバリア価格(権利行使価格)の設定と判定時刻があります。各回号の詳細な開始時刻と取引可能期間、判定時刻については下記の表をご参照ください。

また、各回号において、提供される店頭バイナリーオプション取引のバリア価格(権利行使価格)は通貨ペアごとに一様ではなく、バリア価格(タッチ/ノータッチ)、上限バリア・下限バリア価格(レンジオプション)を定め、バリア価格(権利行使価格)を決定した商品が複数提供されます。従って、お客様はどのバリア価格(権利行使価格)の店頭バイナリーオプション取引商品を購入するか決定いただく必要があります。

各回号において、取引可能期間中(取引開始から判定時刻2分前まで)は、オプションの購入および購入したオプションの売却を行えます。

- ※為替レートの急変、市場の流動性が乏しい等の状況によっては、各回号の開始時刻、判定時刻、オプションの購入が不可能となる時間を変更する場合や、回号自体を中止する場合があり、その場合には、事前に取引画面にてお知らせするものとします。
- ※当社システムの機器等の瑕疵もしくは障害または補修等やむを得ない事由がある場合には、予告なくサービスの一部または全部の提供を一時停止することがございます。
- ※なお、当社は法律、政令、規則その他の法令の新設・改廃・経済情勢または為替市場の

状況等の変化に伴い取引期間を変更できるものとします。

| 取引期間 | 開始日 | 開始時刻 | 判定日 | 取引終了時刻 | 判定時刻 | |
|---------|-------------------|---------------|---------------|----------------------|-------------------------|-------|
| | | 06:45 | | 08:58 | 08:59:59 | |
| | | (火~金) | | | | |
| | | 08:45 | | 10:58 | 11:00 | |
| | | (月は09:00) | | | | |
| | | 10:45 | | 12:58 | 13:00 | |
| 2h15m | 后党 类口 | 12:45 | 后党 器 D | 14:58 | 15:00 | |
| 2n1əm | 毎営業日 | 14:45 | 毎営業日 | 16:58 | 17:00 | |
| | | 16:45 | | 18:58 | 19:00 | |
| | | 18:45 | | 20:58 | 21:00 | |
| | | 20:45 | | 22:58 | 23:00 | |
| | | 22:45 | | 00:58 | 01:00 | |
| | | 00:45 | | 02:58 | 03:00 | |
| | | 09:45 | | 14:58 | 15:00 | |
| 51.15 | 产兴 华 [7] | 13:45 | 产兴 业日 | 18:58 | 19:00 | |
| 5h15m | 毎営業日 | # B 来 D 17:45 | | 毎営業日 | 22:58 | 23:00 |
| | | 21:45 | | 02:58 | 03:00 | |
| 1日 | 毎営業日 | 09:00 | 毎営業日 | 08:58 | 08:59:59 | |
| 1 14 | 一 | 09.00 | | (土曜は 05:58) | (土曜は 06:00) | |
| 1 週間 | 毎月曜日 | 09:00 | 毎週土曜日 | 05:58 | 06:00 | |
| 1ヶ月 | 毎月月初の | 09:00 | 毎月月初の | 08:58 | 08:59:59 | |
| 1 9 /1 | 市場営業日 | 03.00 | 市場営業日 | (土曜は 05:58) | (土曜は 06:00) | |
| 四半期 | 下記市場営業日 | | 下記市場営業日 | | | |
| 1-3 月 | 1月月初 | 09:00 | 4月月初 | | | |
| 4-6 月 | 4月月初 | 09:00 | 7月月初 | 08:58 | 08:59:59 | |
| 7-9 月 | 7月月初 | 09:00 | 10 月月初 | (土曜は 05:58) | (土曜は 06:00) | |
| 10-12 月 | 10 月月初 | 09:00 | 1月月初 | | | |
| 1年 | 1月月初 (2017年から) | 09:00 | 翌年1月月初 | 08:58 (土曜は 05:58) | 08:59:59 (土曜は 06:00) | |

5. 取引可能日

土日、12月25日及び1月1日を除く平日及び当社があらかじめ指定する時間帯。

6. 原資産となる通貨

当社の店頭バイナリーオプション取引で取り扱うオプションの原資産とは通貨ペアのことです。 店頭バイナリーオプション取引で取り扱う通貨ペアは以下の通りです。

AUD/IPY(豪ドル/円)

AUD/USD(豪ドル/米ドル)

EUR/GBP(ユーロ/英ポンド)

EUR/JPY(ユーロ/円)

EUR/USD(ユーロ/ドル)

GBP/JPY(英ポンド/円)

GBP/USD(英ポンド/ドル)

USD/CAD(ドル/カナダドル)

USD/JPY(ドル/円)

7. 原資産のレート

当社の店頭バイナリーオプション取引で提示される為替レートは、レート配信先から提供される BID レートと ASK レートの中間値 (MID レート)を基にして一定間隔のレートを提示しております。

8. 取引数量と金額

【取引単位およびペイアウト金額】

・取引単位:1 ロット(最大 100 ロット)

・ペイアウト金額:1 ロットあたり 1,000 円

(売却時は購入した取引ロットを一括での売却となります)

【損失限度額】

新規口座開設時にお客様に「1日の損失限度額」を設定していただきます。

弊社では、過度な取引を防止するため口座開設後に「取引限度額(1日、7日、30日)」「損失限度額(7日、30日)」「最大保有ポジション」「取引継続時間の制限(設定時刻にログアウト)」「特定日まで利用禁止(設定日時までログイン不可)」が設定可能です。。

お客様のお取引の損失額が、上記損失限度金額に達した場合、お取引を停止させていただく 場合がございます。ただし、損失限度額については、お客様自身で管理いただき、損失額を許 容できなくなった場合にはご自身で取引を終了していただくようお願いいたします。

また、お客様の設定とは別に当社独自に「最大保有ポジション」「入金限度額」「取引限度額(1

日)」「損失限度額(1日、7日、30日)」「未実現利益限度額」「1日の出金限度額」を設けており、 お客様の限度額より当社の限度額が低い場合、当社の限度額を優先します。

7日間の損失限度を50万円とした場合、下記のとおりになります。

- ・5日(金)に過去7日間の損失累計額が50万に到達したため、取引停止。
- •8日(月)~9日(火)は過去7日間の損失累計額が50万のため、お取引できません。
- ・10日(水)に過去7日間の損失累計額が40万円になるので、お取引が再開できます。

| 取引日 | 損 | 失額 |
|---------|----------|----------|
| りたりに | 1日 | 7 日間累計 |
| 1日(月) | -100,000 | -100,000 |
| 2日(火) | -100,000 | -200,000 |
| 3日(水) | -50,000 | -250,000 |
| 4日(木) | -50,000 | -300,000 |
| 5日(金) | -200,000 | -500,000 |
| 8日 (月) | 取引不可 | -500,000 |
| 9日(火) | 取引不可 | -500,000 |
| 10日(水) | | -400,000 |
| 11日 (木) | | -300,000 |
| 12日(金) | | -250,000 |

9. 呼び値の単位

オプション 1 ロットあたりでの最小の値幅(刻み値)は 1 円です。(例:100 円のコールオプションの価格が最少で上昇した時の価格は 101 円となります。)

10. 取引の種類等

① 取引の種類

当社の店頭バイナリーオプション取引で取り扱う取引の種類は、以下のとおりです。

・ラダー

判定時刻の時点で、

コールオプションは原資産の判定レートがバリア価格(権利行使価格)以上となるか (判定レート≧バリア価格)

プットオプションは原資産の判定レートがバリア価格(権利行使価格)未満となるか (判定レート<バリア価格)

・タッチ / ノータッチ

取引期間が終了するまでに設定されたバリア価格に市場価格がタッチするか、しないか

・レンジ(判定時刻に判定されるレンジオプション)

判定時刻に、上下に設定されたバリア価格のレンジ内で終わるか、レンジ外で終わるか

END-IN:上限バリア>判定レート≥下限バリア

(説明:判定レートが上限バリア未満かつ下限バリア以上)

END-OUT:判定価格≥上限バリア、もしくは下限バリア>判定価格

(説明:判定レートが上限バリア以上もしくは下限バリア未満)

・レンジ(取引期間中に判定されるレンジオプション)

取引期間中、上下に設定されたバリア価格のレンジ内で取引されるか、レンジ外に出るか

STAY-IN: 上限バリア>市場価格(判定レート)>下限バリア

(説明:取引期間中の市場価格が上限バリア未満かつ下限バリア超過を維持)

BREAK-OUT:市場価格(判定レート)≥上限バリア、もしくは下限バリア≥市場価格(判定レート)

(説明:取引期間中に市場価格が上限バリア以上もしくは下限バリア以下になる)

| | 6:45-8:58 (JST) | | Ę | 2h15m 5h15m ay(1 日) | | | 1 Mor Quart | ek(1 週間) nth(1 ヶ月) er(四半期) ear(1 年) | |
|---------|--------------------|---------|-------|-----------------------------|---------------------------------|-----|----------------|--|---------------------------------|
| | ラダー | ラダー | タッチ / | END-IN END-OUT (判定時刻) | STAY-IN BREAK-OUT (取引期間中) | ラダー | タッチ / | END-IN END-OUT (判定時刻) | STAY=IN BREAK-OUT (取引期間中) |
| AUD/JPY | 0 | 0 | X | × | × | 0 | 0 | 0 | 0 |
| AUD/USD | 0 | 0 | X | × | × | 0 | 0 | 0 | 0 |
| EUR/GBP | × | \circ | X | × | × | 0 | 0 | 0 | 0 |
| EUR/JPY | × | 0 | × | × | × | 0 | 0 | 0 | 0 |
| EUR/USD | × | 0 | × | × | × | 0 | 0 | 0 | 0 |
| GBP/JPY | X | 0 | X | × | × | 0 | 0 | 0 | 0 |
| GBP/USD | × | 0 | X | × | × | 0 | 0 | 0 | 0 |
| USD/CAD | X | 0 | X | × | × | 0 | 0 | 0 | 0 |
| USD/JPY | 0 | 0 | X | × | × | 0 | 0 | 0 | 0 |

② 取引の取消

成立したオプション取引は、取引可能期間内、もしくは判定時刻前であっても取り消すこと(クーリングオフ)はできません。ただし、取引の健全性、システム障害発生等に照らし当社が不適当と

判断した場合は、取引成立後であっても、当社はその取引を取り消すことがあります。

③ 売却

注文の取り消しはできませんが、取引可能期間中には購入したオプションの売却が可能です。 ただし、売却を行った場合の受取代金は、相場状況等により投資した金額を下回り、損失を被る場合があります。

11. 取引手数料

当社の店頭バイナリーオプション取引の取引手数料は無料です。

当該日から遡って 12 ヶ月間お取引等がなかった場合は、2,500 円(税込)の休眠口座維持手数料が発生します。以降、引き続き取引等がない場合は 6 ヶ月毎に発生します。

3,000 円未満を出金する場合、250 円(税込)の出金手数料が発生します。

12. 権利行使の方法

当社の店頭バイナリーオプション取引で取り扱うバイナリーオプションはヨーロピアンタイプ(判定時刻のみに権利行使が可能なオプション)と呼ばれる方式を採っており、判定時刻に自動的に権利行使がなされます。タッチ、レンジ(STAY-IN, BREAK-OUT)はアメリカンタイプですので、取引期間中に行使される場合が有ります。

13. 権利行使の判定

各回号の判定時刻時点で、判定レートが予め設定した条件をクリアした場合にはペイアウト金額を受け取ることができますが、判定レートが予め設定した条件をクリアしていないと当社が判定した場合には、お客様は支払ったオプション購入金額の全額を失うことになります。

権利行使の判定には、判定時刻におけるレート配信先から提供される BID レートと ASK レートの中間値(MID レート)を基にし、取引システム上で自動的に判定処理を行います。

- ※権利行使の判定は、判定時刻の「判定レート」でのみ行います。判定時刻前に権利行使の 条件を満たしていたとしても、判定時刻に条件を満たしていない場合はペイアウトの対象 にはなりませんので、ご注意ください。(アメリカンタイプは除く)
- ※権利行使の判定に使用する「判定レート」は、判定時刻の最新レートを採用します。
- ※判定時刻を迎えた時に、予期せぬ事象によりレート配信先からのレート配信が一定期間(判定時刻前の2分間)止まっていた場合、当社の判断で当回号を中止とし、強制払い戻し(購入代金と同額の返金)を実施する場合があります。

14. バリア価格(権利行使価格)の設定方法

バリア価格(権利行使価格)については、取引開始時刻の直前の原資産価格を基準として、

当該原資産の過去の価格変動等を加味した上で、バリア価格を決定します。

15. バリア価格(権利行使価格)の追加設定

原則、各回号の取引開始後にバリア価格(権利行使価格)を追加することはありません。

16. 取引レート(取引価格)

(ラダー、レンジオプションの場合)

取引レートは、オプション取引の理論モデルのひとつである「ブラック・ショールズモデル」から 算出された理論値に調整分を加えた価格を提供しております。「ブラック・ショールズモデル」 では「原資産価格」(外国為替相場の各通貨ペア)、バリア価格(権利行使価格)、ボラティリティ(相場変動率)、権利行使期間(判定時刻・期日までの残存期間)、各通貨の金利が取引レートを算出するための構成要素となっておりこれらの価格変動により取引レートも変動します。 理論的には、権利行使条件が同一のコールオプションとプットオプションの取引レートの和はペイアウト金額と等しくなりますが、実際の取引レートの算出にあたっては、ヘッジ取引に係るリスクプレミアムが加味されていますので、理論価格とは異なる価格となります。(ペイアウト金額

コールオプション取引レート+プットオプション取引レート)

また、購入価格と売却価格にはスプレッド(価格差)があります。相場動向により、このスプレッドは変化します。

・ラダーオプション

スプレッドがない場合

ペイアウト額 1,000 円=コールオプション価格 700 円+プットオプション価格 300 円 スプレッドを 100 円とした場合

ペイアウト額 1,000 円 ≠コールオプション価格 750 円 + プットオプション価格 350 円 ・レンジ(END-IN, END-OUT)オプション

スプレッドがない場合

ペイアウト額 1,000 円=END-IN 価格 700 円+END-OUT 価格 300 円 スプレッドを 100 円とした場合

ペイアウト額 1,000 円≠END-IN 価格 750 円+END-OUT 価格 350 円

・レンジ(STAY-IN、BREAK-OUT)オプション

スプレッドがない場合

ペイアウト額 1,000 円=STAY-IN 価格 700 円+BREAK-OUT 価格 300 円 スプレッドを 100 円とした場合

ペイアウト額 1,000 円≠STAY-IN 価格 750 円+BREAK-OUT 価格 350 円 (上記はあくまで一例であり、実際の価格・スプレッドを表示したものではありません)

(タッチオプションの場合)

ラダー、レンジオプションと同じく「ブラック・ショールズモデル」から算出された理論値に調整分を加えた価格を提供しております。「原資産価格」(外国為替相場の各通貨ペア)、バリア価格、ボラティリティ(相場変動率)、権利行使期間(判定時刻・期日までの残存期間)、各通貨の金利を基にタッチオプションの取引レートを算出しており、これらの価格変動により取引レートも変動します。理論的には、バリア価格が同じ場合、タッチとノータッチの取引レートの和は、ペイアウト金額と等しくなりますが、実際の取引レートの算出にあたっては、ヘッジ取引に係るリスクプレミアムが加味されていますので、理論価格とは異なります。

(ペイアウト金額 ≠ タッチオプション取引レート+ノータッチオプション取引レート) また、購入価格と売却価格にはスプレッド(価格差)があります。相場動向により、このスプレ

・タッチ/ノータッチオプション

スプレッドがない場合

ッドは変化します。

ペイアウト額 1,000 円=タッチオプション価格 700 円+ノータッチオプション価格 300 円 スプレッドを 100 円とした場合

ペイアウト額 1,000 円 ≠ タッチオプション価格 750 円 + ノータッチオプション価格 350 円 (上記はあくまで一例であり、実際の価格・スプレッドを表示したものではありません)

※購入時の最大価格(1 ロットあたり)= 999 円

(1,000 円となる場合、経済合理性を欠く取引となりますのでグレーアウトされ取引不可となります) 購入時の最小価格(1 ロットあたり) = 1,000 円 x 3.5%(変動制) = 35 円

(3.5%の場合、35円以下の価格はありません)

売却時の最大価格(1 ロットあたり)= 1,000 円 - 1,000 円 x 3.5%(変動制)=965 円

(3.5%の場合、965 円超の価格はありません)

売却時の最小価格(1 ロットあたり)=0円(経済合理性を欠く取引となります)

17. 取引代金の授受

取引代金の授受の時期については下記の通りです。

① 購入時の代金

購入取引が成立した時点で、速やかに購入代金がお客様の当社のお客様の取引口座の預託金残高から差し引かれます。

② 売却時の代金

売却取引が成立した時点で、速やかに売却代金がお客様の取引口座の預託金残高に入金 反映されます。

③ ペイアウトの代金

判定時刻または取引期間中に条件を達成していれば当社システムが判定後、順次ペイアウト 代金がお客様の取引口座の預託金残高に入金反映されます。(注・1日、1週間、1ヶ月、四半期、1年の判定時刻が土曜日又は祝休日にあたった場合、権利行使の判定は午前6時に行 われますが、ペイアウト代金の付与は午前9時前後となります)

18. ペイアウト

判定時刻において、お客様が購入されたオプションが権利行使条件を満たしていると当社が判定した場合、お客様は購入時に決められたペイアウト金額を受け取ることができます。

ペイアウト発生条件(ペイアウト額=1 ロットあたり 1,000 円の場合)

例:ラダー 原資産:USDJPY バリア価格(権利行使価格):110 円 25 銭 取引レート(1 ロットあたりの購入価格):コール 400 円、プット=700 円

| 判定レート | 110円 20銭の場合 | | | 110円 20銭の場合 110円 25銭の場合 | | | 110 円 | 日 30 銭の場合 | |
|---------|-------------|--------|------|-------------------------|--------|------|-------|-----------|------|
| | 購入価格 | ペイアウト | 損益 | 購入価格 | ペイアウト | 損益 | 購入価格 | ペイアウト | 損益 |
| コール(上昇) | -400 | 0 | -400 | -400 | +1,000 | +600 | -400 | +1,000 | +600 |
| プット(下落) | -700 | +1,000 | +300 | -700 | 0 | -700 | -700 | 0 | -700 |

上記のとおり、コールを購入した場合は 110 円 25 銭以上で利益、以下なら損失となります。 プットを購入した場合は 110 円 25 銭未満なら利益、以上なら損失となります。

例:タッチ・ノータッチ 原資産:GBPJPY バリア:下限 160 円 30 銭~上限 160 円 80 銭 取引レート(1 ロットあたりの購入価格):タッチ 500 円、ノータッチ 600 円

| 取引期間中の値幅 | 160円30銭~160円79銭の場合 | | | 160円 31 銭~160円 79 銭の場合 | | | 160円 31 銭~160円 80 銭の場合 | | |
|----------|--------------------|-------|------|------------------------|-------|------|------------------------|-------|------|
| | 購入価格 | ペイアウト | 損益 | 購入価格 | ペイアウト | 損益 | 購入価格 | ペイアウト | 損益 |
| タッチ | -500 | 1,000 | +500 | -500 | 0 | -500 | -500 | 1,000 | +500 |
| ノータッチ | -600 | 0 | -600 | -600 | 1,000 | +400 | -600 | 0 | -600 |

上記のとおり、タッチは上限バリアもしくは下限バリアのどちらかの値がつくと利益、上限バリアと下 限バリアの値に達しなかった場合は損失となります。

ノータッチは、上限バリアと下限バリアの値幅内で推移していれば利益、上限バリアもしくは下限バリアのどちらかの値がつくと損失となります。

例:レンジ(END-IN, END-OUT) 原資産: EURJPY バリア: 下限 125 円 00 銭~上限 125 円 50 銭 取引レート(1 ロットあたりの購入価格): END-IN 600 円、END-OUT 500 円

| 判定レート | 125円 00 銭の場合 | | | アート 125 円 00 銭の場合 125 円 25 銭の場合 | | | 125 P | 円 50 銭の場合 | |
|---------|--------------|-------|------|---------------------------------|-------|------|-------|-----------|------|
| | 購入価格 | ペイアウト | 損益 | 購入価格 | ペイアウト | 損益 | 購入価格 | ペイアウト | 損益 |
| END-IN | -600 | 1,000 | +400 | -600 | 1,000 | +400 | -600 | 0 | -600 |
| END-OUT | -500 | 0 | -500 | -500 | 0 | -500 | -500 | 1,000 | +500 |

上記のとおり、END-IN は上限バリア未満かつ下限バリア以上で利益、上限バリア以上もしくは下限バリア未満は損失となります。

END-OUT は上限バリア以上もしくは下限バリア未満で利益、上限バリア未満かつ下限バリア以上は損失となります。

例:レンジ(STAY-IN、BREAK-OUT) 原資産:EURJPY バリア:下限 125 円 00 銭~上限 125 円 50 銭取引レート(1 ロットあたりの購入価格):STAY-IN 650 円、BREAK-OUT 450 円

| 取引期間中 の値幅 | 125 円 00 釒 | 125円00銭~125円49銭の場合 | | | 125円 01 銭~125円 49 銭の場合 | | | 125円 01 銭~125円 50 銭の場合 | | |
|-----------|------------|--------------------|------|------|------------------------|------|------|------------------------|------|--|
| | 購入価格 | ペイアウト | 損益 | 購入価格 | ペイアウト | 損益 | 購入価格 | ペイアウト | 損益 | |
| STAY-IN | -650 | 0 | -650 | -650 | 1,000 | +350 | -650 | 0 | -650 | |
| BREAK-OUT | -450 | 1,000 | +550 | -450 | 0 | -450 | -450 | 1,000 | +550 | |

上記のとおり、STAY-INは市場価格が判定時刻まで上限バリア未満かつ下限バリア超過内で取引されていたら利益、上限バリアもしくは下限バリアに達した場合は損失となります。

BREAK-OUT は、市場価格が上限バリア以上もしくは下限バリア以下になった場合は利益、上限バリア未満かつ下限バリア超過内で判定時刻まで取引された場合は損失となります。

19. 取引の相手方

当社の店頭バイナリーオプション取引は相対取引ですので、当社がお客様から取引の注文を 受けた場合、当社が相手方となって取引を成立させます。

20. 注文の指示

お客様は当社に店頭バイナリーオプション取引の注文をする場合、次の事項の指示をするものとします。

- 取引種別の別
- 通貨ペア
- 取引期間
- バリア価格(権利行使価格)
- バリア(タッチ/ノータッチの場合)
- 上限バリア・下限バリア(レンジオプション)の場合
- 購入口数

※注文時に価格を指定(指値)することはできません。購入、売却共に当社の店頭バイナリーオ プションの注文方法は実勢の取引レートでの注文のみとなります。

21. スリッページ

お客様からいただいた注文は、弊社の取引サーバに到達した順に約定処理が行われます。

この際、「お客様の注文時の表示価格(注文価格)」と「当社サーバに注文が到達した時の価格(受注時基本価格)」「実際の約定(約定価格)」に価格差が生じる場合があり、これをスリッページと呼びます。

スリッページが発生した場合、お客様にとって有利となる場合もあれば不利となる場合もあります。また、お客様にとって不利な側に当社が定める一定の値(17.5pips)以上の乖離があった場合、取引が不成立となります。

(約定・不成立の判断基準)

「注文価格」と「受注時基本価格」の差がペイアウト額 x 3.5%(変動制・最新の値はホームページ「はじめに」→「取引概要」の 7 ページ・スリッページをご覧ください)の

- ・50%以内なら、お客様に有利な場合、不利な場合ともに「注文価格」で約定されます。
- ・50%以上で、お客様に有利な場合、当該価格で「取引成立」となります。
- ・50%以上で、お客様に不利な場合、「取引不成立」となります。

※

例) 購入時

お客様の注文価格を500円とし、受注時基本価格が下記に変動した場合

- 518 円以上=取引不成立
- 501 円~517 円=500 円で成立
- 483 円~499 円=500 円で成立
- 482 円以下=当該価格で成立

例) 売却時

お客様の注文価格を500円とし、受注時基本価格が下記に変動した場合

- 518 円以上=当該価格で成立
- 501 円~517 円=500 円で成立
- 483 円~499 円=500 円で成立
- 482 円以下=取引不成立

22. 必要証拠金の有無

当社の店頭バイナリーオプション取引では、購入金額や売却金額、ペイアウト金額は購入時・ 判定時にそれぞれ資金の授受が完了するため、反対売買を行った際に清算が完了する外国 為替証拠金取引と違い、証拠金は必要ありません。ただし、完全に前払いとなっているため、 預託金が口座にない場合にはオプションの購入ができません。

23. ロスカット

当社の店頭バイナリーオプション取引では、1取引あたりの最大損失額は購入金額に限定されているため、損失の拡大を限定することを目的としたロスカットはありません。

24. 追加証拠金

当社の店頭バイナリーオプション取引は、取引毎に購入代金をお支払いいただきますので、 追加でお支払いいただくことはありません。外国為替証拠金取引のいわゆる追加証拠金と呼 ばれるものはありません。

25. 資産の保全について(区分管理)

当社では「信託保全」という仕組みを導入し、お客様からお預かりしている口座の預託金については日証金信託銀行に預け、当社の固有財産と区分して、信託財産として管理しております。この信託保全によって、もし、当社に万が一の事態が発生した場合、

- (1)日証金信託銀行から受益者代理人へ、直近の信託額算出時点での信託財産を返還いたします。
- (2) 受益者代理人を通して、お客様に実際の顧客区分管理必要額に応じて返還することが可能となります。ただし、信託保全は、お取引の元本を保証するものではありません。また、入金額については原則として営業日ごとに信託保全金額として顧客区分管理必要額を当社が算出し、顧客区分管理必要額算出日から2営業日後に当該信託保全金額を信託いたします(日証金信託銀行は当該計算を行いません)。そのため、お客様よりお預かりした時点から信託されるまで最大2営業日のタイムラグが生じますので、お預かりした時点の資産とお客様に返還する信託保全金額は必ずしも一致しません。ただし、この間も金融庁長官の指定する金融機関において、証拠金であることがその名義により明らかな預金口座にて、当社の固有財産とは区分して管理しております。また、当社の過誤、システム障害、急激な市場の変動等により、お客様からお預かりしている資産が当社から適切に信託されなかった場合、当該資産が保全されない場合があります。

当社に万が一の事態が起こった場合、受益者代理人からお客様に対してその時点の信託保全金額を上限としてお客様に帰属すべき顧客区分管理必要額(当社がお客様に返還すべき証拠金等の額)により案分された額の金銭を分配して返還いたしますが、返還の際、お客様の個人情報を受益者代理人および信託先である日証金信託銀行に提供することがございます。信託先である日証金信託銀行は、信託された資産の管理を行うのみであり、Binary 株式会社のお客様の資産の返還を保証するものではなく、お客様も日証金信託銀行に対して直接返還を請求することはできません。また、日証金信託銀行は Binary 株式会社の運営、および受益者代理人の運営および管理責任を一切負いません。

26. 預託金の入金

取引口座への入金(日本円のみ)は、Web 上で入金予定額をあらかじめご連絡いただき、そ の後、当社の入金指定口座へお客様ご本人名義の銀行口座からお振込いただきます。当社 がお客様からの入金を確認後に、お客様の取引口座に反映いたします。

27. 預託金の出金

出金は、当社がお客様の取引口座から出金依頼額を減額し、お客様ご本人名義の銀行口座 への振込を行います。原則として、出金のお申し込みをされた日から 5 営業日以内に振込を 行います。

28. 口座番号・パスワードの管理

取引口座のIDとパスワードは、取引画面にログインする際のIDおよびパスワード(暗証番号)はお客様を特定する重要な情報となりますので、その管理には十分なご配慮をお願いいたします。お客様ご本人以外にパスワード等が漏えいし、第三者がお客様の名義で取引を行った場合等には、お客様に重大な影響や損害を及ぼすおそれがあります。お客様はパスワードを指定することができますが、生年月日、電話番号、同一数字等の他人から推測されやすい番号をパスワードに指定することは避けてください。また、口座管理画面でパスワードの変更が可能となっておりますので、適宜、ご変更いただき、パスワードが第三者に漏えいしないようご注意ください。

29. アカウントロック

当社の店頭バイナリーオプション取引画面にログインする際に、ID、パスワードの操作を連続して複数回誤って入力されますと口座がロックされ、一定の時間、ログインができなくなります (アカウントロック)。

30. お客様へのご連絡

取引状況や入出金の確認等、当社が必要と判断した場合等には、当社の所定の方法(電子メールを含みます。)によりご連絡いたします。

31. 取引成立の報告

当社の店頭バイナリーオプション取引では約定したお取引の内容は Web 上でご確認いただけます。また、取引報告書(各取引に関する報告書)、取引残高報告書兼入出金報告書(保有ポジション状況、入出金状況、取引口座状況)は当面の間、ご依頼の都度、当社からメールにて送付させていただきます。

32. 益金に係る税金

年間に決済した取引の取引損益を通算して利益となった場合は、純利益(為替利益ー経費)が課税対象になります。よって取引中の金額や入出金した金額分ではございません。 また、年間の取引の結果生じた利益は、個人の場合、通常は雑所得(事業所得に該当するものは除きます。)として申告分離課税の対象となり、他の雑所得の金額と合算することができます。 最終的な雑所得等の合計額が年間で20万円を超えた場合には、(例えば年間の給与収入額が2,000万円以下の方等、通常は確定申告の必要がない方であっても)確定申告をしなくてはなりません。平成24年1月1日以降に年間の取引の結果生じた利益は、雑所得として申告分離課税の対象へと変更になりますので、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、住民税が5%となります。

なお、個人の場合、平成25年1月1日から平成49年12月31日の25年間にわたり、復興特別所得税として所得税額に2.1%を乗じた0.315%の付加税が追加的に課税されます。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

法人が行った店頭バイナリーオプション取引で発生した益金は、法人税にかかわる所得の計算上、益金の額に算入されます。

当社は、お客様に店頭バイナリーオプション取引で発生した益金の支払いを行った場合には、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該当社の所轄税務署長に提出します。なお、詳細につきましては管轄の税務署へ照会するか、または国税庁タックスアンサー(http://www.nta.go.jp/taxanswer/index2.htm)へお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

33. 取引の中断

外国為替相場の急変やインターバンク市場の流動性の低下等によってお客様への価格提示が困難であると当社が判断した場合、システム障害が発生した場合、または当社の財務の健全性に重大な影響を及ぼすような事態が発生した場合には、開催中の回号を中断する場合や開始前の回号を中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

インターバンク市場の流動性の低下が予想される場合、重要な経済指標の発表等が予定されている場合には、あらかじめ取引の中止をする場合があります。

各口座において、通常では予想し得ない利益が生じた際、当社はその調査のために取引を 一時中止することがあります。

また、天災地変、戦争、政変あるいは外国為替取引の規制等、特殊な状況が発生した場合についても、開催中の回号を中断あるいは開始前の回号を中止することがあります。

34. システムの仕様等の変更

当社はセキュリティー等の都合によりやむを得ない場合に、お客様に事前の通知なく、システムの仕様等を変更する場合がございます。

35. 本取引説明書の変更および同意方法

本書面は、法令等の新設・改廃、行政機関・自主規制機関の規制等の新設・改廃、または監督官庁の指示、その他必要が生じた時に改訂されることがあります。

なお、改訂の内容が、お客様の従来の権利を制限するまたはお客様に新たな義務を課すも のである時は、当社は、原則として当社の運営するウェブサイトにおける情報通信の方法によ り、お客様から当該変更について同意をいただくものとします。この場合、お客様は、原則とし てウェブサイトにて当該変更に同意いただいた場合に限り、本書面の改訂後も本取引を継続 できるものとします。

なお、当社は、かかる同意をいただいた後、お客様のご要望に応じ、書面にて新たな店頭バイナリーオプション取引契約締結前交付書面を電子メールで送付するものとします。当社とお客様との店頭通貨バイナリーオプション取引に関し、ご不明な点がございましたら、当社カスタマーサポート担当までご連絡ください。

Binary 株式会社 カスタマーリレーション部 メールアドレス: support@binary.com メール対応時間: 月曜~金曜 午前 9:00~午後 5:00 (年末年始および祝日を除く) ※メールの受付は 365 日承っております。

店頭バイナリーオプション取引の手続きについて

お客様が当社と店頭バイナリーオプション取引を行う際の手続きの概要は、次の通りです。

(1) 口座開設

当社は、お客様が取引口座開設に関する社内規程を設け、お客様の取引経験、知識、資産状況、投資目的等を適合性の原則に照らし、口座開設の可否を判断する社内審査を行っております。従いまして、口座開設申込をされたお客様のご意向に沿えない場合がありますことをあらかじめご了承ください。また、口座開設の可否を判断する審査基準、経緯、進捗状況等、社内審査に関しましては一切お答えすることができませんので、併せてご了承ください。

① デモロ座開設

当社では、まず始めにデモロ座を開設していただき取引システムの使い方を習得後、リアルロ座の開設をお申し込みいただきます。

- ② リアルロ座開設のため契約締結前交付書面等の交付を受ける 当社から契約締結前交付書面、約款、本取引説明書が交付されますので、店頭バイナリー オプション取引の概要やリスク等について十分ご理解の上、ご自身の判断と責任において 取引を行う旨が記載された当社の定める様式による確認書をご覧ください。
- ③ お客様情報の入力 お客様の店頭バイナリーオプションに関する取引経験や経験年数、取引に際しての最大 損失額等の設定をご登録いただきます。
- ④ 知識確認テスト

店頭バイナリーオプション取引を開始するにあたり、お客様の店頭バイナリーオプションに 関する知識を確認するため、テストを行っていただきます。このテストで一定基準を満たし、 合格になった場合のみ、口座開設の手続きにお進みいただけます。一定の点数に満たな かった場合、当日中は口座開設のお手続きはできません。翌日以降再度テストを受けてい ただきます。

- ⑤ 本人確認書類等の提出
 - A. 個人番号確認書類として下記のうちから一点
 - 「個人番号カード」(裏面)
 - ・「通知カード」(裏面に記載がある場合は裏面も必要)
 - 「個人番号が記載された住民票」
 - B. 本人確認書類(下記のうちから一点)
 - 「個人番号カード」(表面)
 - ・「運転免許証」(裏面に記載がある場合は裏面も必要) 「本籍」が現住所以外の場合と「免許の条件等」に記載がある場合は塗りつぶしてお送り ください

- ・「住民基本台帳カード」(裏面に記載がある場合は裏面も必要) 住所、氏名、生年月日が確認できるものに限ります。
- ・「健康保険証」、「年金手帳」「住民票の写し」、「印鑑登録証」のうちから2点 健康保険証はご本人の氏名、住所、生年月日が記載された面をお送りください。ご本人 以外のお名前がある場合は塗りつぶしてください。(住民票、印鑑登録証は郵送)
- ・「外国人登録証明書」(裏面も必要)
- ・「在留カード」(裏面に記載がある場合は裏面も必要) 「国籍」は塗りつぶしてお送りください。
- ・「特別永住者証明書」(裏面に記載がある場合は裏面も必要) 「国籍」は塗りつぶしてお送りください。
- ⑥ 口座認証コード等を郵送

当社にて審査後、口座開設が可能なお客様に転送不要で口座認証コード等を郵送いたします。

⑦ メール返信

郵便物に記載された口座認証コードを当社にメールにて返信いただき、当社が確認後お客様の取引口座を有効にいたします。

⑧ 預託金の差し入れ

取引の注文をする際には、事前に、取引に必要な預託金を差し入れていただきます。 当社にてお客様からの入金を確認後、当社のお客様取引口座に反映いたします。

以上の手続きにより、店頭バイナリーオプション取引が可能となります。

(2) 注文の指示

店頭バイナリーオプション取引の注文をする時は、当社の取扱時間内に、次の事項を正確に指示してください。なお、オプションの取引レートについては指示できず成行のみとなり、当社のシステムにお客様の注文が到達した際のレートがお取引のレートとなります。

- ① 新規購入時
 - 取引種別の別
 - 通貨ペア
 - 取引期間
 - バリア価格(権利行使価格・ラダーの場合)
 - バリア価格(タッチ/ノータッチの場合)
 - 上限バリア・下限バリア価格(レンジオプションの場合)
 - 購入口数
- ②売却取引時
 - 売却する注文の指定

売却取引は数量の一部を指定することはできません。1 回の購入分全ての口数を売却することとなります。

(3) 預託金

店頭バイナリーオプション取引の注文をする時は、事前に、当社に所定の預託金を差し入れていただきます。

(4) 注文をした取引の成立

注文をした店頭バイナリーオプション取引が成立した時は、(6)に定めるところに従って成立 した取引の内容等を電磁的方法によりお知らせします。

(5) 手数料

当社店頭バイナリーオプション取引における手数料は無料となります。

当該日から遡って12ヶ月間お取引等がなかった場合は、2,500円(税込)の休眠口座維持 手数料が発生します。以降、引き続きお取引等がない場合は6ヶ月毎に発生します。 3,000円未満を出金する場合、250円(税込)の出金手数料が発生します。

(6) 取引成立の確認

お客様の当社店頭バイナリーオプション取引に係る注文は、注文が成立次第、当社は取引の内容等を Web 上に表示いたしますので、取引の内容に相違がないかご確認ください。

(7) 電磁的方法による書面の交付

当社はお客様への書面の交付は、Web 上から電磁的に交付するほか、取引報告書及び取引残高報告書兼入出金報告書は当面の間、ご依頼の都度、メールにて送付させていただきます。

(8) その他

当社からの通知書や報告書の記載内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違または 疑義が生じた場合、遅滞なくその旨を当社カスタマーサポート担当まで直接ご照会くださ い。店頭バイナリーオプション取引の仕組み、取引の手続き等について、詳しくは当社にお 尋ねください。

Binary 株式会社 カスタマーリレーション部 メールアドレス: support@binary.comメール対応時間:月曜~金曜 午前 9:00~午後 5:00(年末年始および祝日を除く) ※メールの受付は 365 日承っております。

店頭通貨バイナリーオプション取引行為に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした店頭バイナリーオプション 取引、または顧客のために店頭バイナリーオプション取引の媒介、取り次ぎもしくは代理を行うこと (以下、「店頭バイナリーオプション取引行為」といいます。)に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

- a. 店頭バイナリーオプション取引契約(顧客を相手方とし、または顧客のために店頭バイナリーオプション取引を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。)の締結またはその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
- b. 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭バイナリーオプション取引契約の締結を勧誘する行為
- c. 店頭バイナリーオプション取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問しまた は電話を掛けて、店頭バイナリーオプション取引契約の締結の勧誘をする行為(ただし、金融 商品取引業者が継続的取引関係にある顧客(勧誘の日前1年間に、2以上の店頭バイナリー オプション取引のあった者および勧誘の日に未決済の店頭バイナリーオプション取引の残高を 有する者に限ります。)に対する勧誘および外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を 行う法人に対する為替変動リスクの回避のための勧誘は禁止行為から除外されます。)
- d. 店頭バイナリーオプション取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- e. 店頭バイナリーオプション取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該店頭バイナリーオプション取引契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。)を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為または勧誘を受けた顧客が当該店頭バイナリーオプション取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- f. 店頭バイナリーオプション取引契約の締結または解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話または訪問により勧誘する行為
- g. 店頭バイナリーオプション取引について、顧客に損失が生ずることになり、またはあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己または第三者がその全部もしくは一部を補てんし、または補足するため、当該顧客または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客またはその指定した者に対し、申し込み、もしくは約束し、または第三者に申し込ませ、もしくは約束させる行為
- h. 店頭バイナリーオプション取引について、自己または第三者が顧客の損失の全部もしくは一部 を補てんし、または顧客の利益に追加するため、当該顧客または第三者に財産上の利益を提 供する旨を、当該顧客またはその指定した者に対し、申し込み、もしくは約束し、または第三者

に申し込ませ、もしくは約束させる行為

- i. 店頭バイナリーオプション取引について、顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、または顧客の利益に追加するため、当該顧客または第三者に対し、財産上の利益を提供し、または第三者に提供させる行為
- j. 本書面の交付に際し、本書面の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況および店頭バイナリーオプション取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法および程度による説明をしないこと
- k. 店頭バイナリーオプション取引契約の締結またはその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を 生ぜしめるべき表示をする行為
- 1. 店頭バイナリーオプション取引契約につき、顧客もしくはその指定した者に対し、特別の利益の 提供を約し、または顧客もしくは第三者に対し特別の利益を提供する行為(第三者をして特別 の利益の提供を約させ、またはこれを提供させる行為を含みます。)
- m. 店頭バイナリーオプション取引契約の締結または解約に関し、偽計を用い、または暴行もしくは 脅迫をする行為
- n. 店頭バイナリーオプション取引契約に基づく店頭バイナリーオプション取引行為をすることその 他の当該店頭バイナリーオプション取引契約に基づく債務の全部または一部の履行を拒否し または不当に遅延させる行為
- o. 店頭バイナリーオプション取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産または証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
- p. 店頭バイナリーオプション取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該店頭バイナリーオプション取引契約の締結を勧誘する行為
- q. あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により店頭バイナリーオプション取引をする 行為
- r. 個人である金融商品取引業者または金融商品取引業者の役員(役員が法人である時は、その職務を行うべき社員を含みます。)もしくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の店頭バイナリーオプション取引にかかる注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、または専ら投機的利益の追求を目的として店頭バイナリーオプション取引をする行為
- s. 店頭バイナリーオプション取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組み合わせ、数量および価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。)
- t. 店頭バイナリーオプション取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う店頭バイナリーオプション取引の売付または買付と対当する取引(これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引

をいいます。)の勧誘その他これに類似する行為をすること

- u. 通貨関連デリバティブ取引(店頭デリバティブ取引を含みます v.において同じ)につき、お客様が預託する保証金額(計算上の損益を含みます)が金融庁長官が定める額(想定元本の4% v.において同じ)に不足する場合に、取引成立後直ちに当該お客様にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること
- v. 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻におけるお客様が預託した保証 金額(計算上の損益を含みます)が金融庁長官の定める額に不足する場合に、当該お客様に その不足額を預託させることなく取引を継続すること
- w. お客様にとって不利なスリッページが発生する場合(注文時の価格より約定価格の方がお客様にとって不利な場合)には、お客様にとって不利な価格で取引を成立させる一方、お客様にとって有利なスリッページが発生する場合(注文時の価格より約定価格の方がお客様にとって有利な場合)にも、お客様にとって不利な価格で取引を成立させること
- x. お客様にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、お客様にとって有利な 価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること
- y. お客様にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、お客様にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること

(注)u.及びv.に記載の禁止事項は、金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第10条第1項第24号ロ(1)に掲げる要件に該当する業務執行組合員等(同項23号)としてデリバティブ取引を行う場合における当該業務執行組合員等を除く通常考えられる自然人としての個人(特定投資家を含む)の顧客を対象としています。

当社の概要について

1. 商号および名称

Binary 株式会社(金融商品取引業者) 関東財務局長(金商)第 2949 号

2. 設立年月日

平成26年11月7日

3. 資本金·資本準備金

80 百万円(資本準備金として 80 百万円)(平成 28 年 10 月現在)

4. 本店所在地

東京都渋谷区広尾1-9-16 広尾宮田ビル3階

5. 役員の状況

代表取締役: タンザー・マーク・ジェイムス

取締役 : 武石 靖

取締役 : シーガー・ジェイソン取締役 : ノビック・コーリン・リー取締役 : ジョン・イヴス・シロー

監査役 : 井谷 規孝

6. 株主等の状況

氏名または名称:Binary Ltd.

住所または所在地:47 Esplanade, St Helier, Jersey, JE1 0BD, Channel Islands, UK

保有株式数:16,010 株

割合:100.00% 計1名 100.00%

- 7. 加入している協会
 - 一般社団法人金融先物取引業協会(会員番号 1590)
- 8. 当社が契約する特定第一種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関 特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

9. 沿革

平成26年11月 第一種金融商品取引業登録を目的として設立

平成27年8月 本店を東京都渋谷区広尾に移転

平成28年5月 資本金を60,100,000 円に増資(資本準備金60,000,000 円)

平成28年9月 第一種金融商品取引業登録

資本金を80,100,000 円に増資(資本準備金80,000,000円)

平成28年11月 インターネットを介した店頭バイナリーオプション取引の提供

10. 主な業務

・金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業 (インターネットを介したオンライン店頭デリバティブ取引(店頭バイナリーオプション取引))

11. 苦情受付窓口

Binary 株式会社 カスタマーリレーション部

メール対応時間:月曜~金曜 午前 9:00~午後 5:00(年末年始および祝日を除く)

メールアドレス: support@binary.com

※メールの受付は365日承っております。

苦情処理•紛争解決

お客様がご利用可能な指定紛争解決機関は次のとおりです。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)

電話番号 : 0120-64-5005(フリーダイヤル)

URL: https://www.finmac.or.jp/html/form-soudan/form-soudan.html

東京事務所: 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13 第三証券会館

大阪事務所: 〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜 1-5-5 大阪平和ビル

店頭通貨バイナリーオプション取引に関する主要な用語

店頭バイナリーオプション取引においてよく用いられる用語は以下のような意味を有します。ただし、当社との間の取引に関して、約款または本書面において別途定義されている場合には、その定義された意味を有するものとします。また、他社との間の取引においても、異なる意味で以下の用語が用いられている可能性がありますので、お客様の責任にてご確認ください。

【相対取引(あいたいとりひき)】

取引所を通さずに、金融商品取引業者等が当事者(お客様)と直接、売り手・買い手となり、相対 (一対一)で、価格、数量、決済方法等の売買内容を決定する取引。(=Over The Counter、OTC)

【アウト・オブ・ザ・マネー】

オプションの買い手が権利行使をすると損失が生じる状態のこと。

【アット・ザ・マネー】

原資産価格とオプションの権利行使価格とが等しい状態のこと。

【アスク(ASK)】

プライスを提示する側(金融商品取引業者)の売り値のこと。オファーと意味は同じです。提示された側(お客様)はそのプライスを買うことになります。(⇔ビッド)

【アメリカン・オプション】

権利行使期日内であれば、取引時間内のいつでも権利行使ができるオプション取引のこと。

【イン・ザ・マネー】

オプションの買い手が権利行使をすると利益が生じる状態のこと。

【インプライド・ボラティリティ】

オプションの価格算出モデルを用いて、市場で実際に取引されているオプション取引レート(プレミアム)から逆算したボラティリティ(価格変動率)のこと。

【エンドタイム】

ヨーロピアンタイプのオプションにおいて、権利行使価格と原資産の価格を比較する時間をいいます(判定時刻)。また、この時間のレート(価格)を判定レートといいます。

【オファー(OFFER)】

アスク(ASK)と同じ。

【オプション購入価格(オプションこうにゅうかかく)】

オプションの買い手がオプションの売り手にその対価(プレミアム)として支払う金銭をいいます。 本源的価値(権利行使を行った時に得られる価値)と時間的価値(将来の価格変動に対する期待値)の合計額がプレミアムとなります。

【金融商品取引業者(きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ)】

委託者から金融商品取引の注文を取引所、あるいは他の業者に取り次ぐ業務等について、金融 商品取引法による登録を受けた業者のこと。

【原資産(げんしさん)】

オプション取引の対象となる商品のことを指します。当社と行う取引は店頭バイナリーオプション取引ですので、原資産は各種通貨ペア(米ドル/円等)のこと。

【権利行使(けんりこうし)】

オプションの買い手がその権利を行使すること。プットオプションの場合は原商品の売付取引(売り手にとっては買付取引)を、コールオプションの場合は原商品の買付取引(売り手にとっては売付取引)を成立させること。

【権利行使価格(けんりこうしかかく)】

オプションの買い手が権利行使をする時の原資産価格のオプションの取引時に決めたものをいいます。バイナリーオプションにおいては、この権利行使価格と判定時刻の価格を比較してペイアウトになるか、権利消滅になるかの判定を行います。当社では「バリア価格」と呼びます。

【コールオプション】

原商品をあらかじめ定めた価格(権利行使価格)で権利行使期日に(アメリカンオプションの場合は、権利行使期日までに)買い付けることのできる権利のことをいいます。買い手にとってインザマネーの場合、コールオプションの売り手は原商品を売り付ける義務を負います。

【裁判外紛争解決制度(さいばんがいふんそうかいけつせいど)】

訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きのこと。ADR ともいいます。

【時間的価値(じかんてきかち)】

将来の価格変動に対する期待値のこと。権利行使日までの長さや、原資産価格のボラティリティ等によって決まる。

【自動権利行使(じどうけんりこうし)】

取引期間内・判定時刻に権利行使の申し出のなかったインザマネーのオプションについて、買い手から権利放棄の意志表示のない限り、権利行使の申し出があったものとして取り扱うことをいいます。

【スプレッド】

金融商品取引業者がレートを提示する際のビッド(買い値)とオファー(売り値)の値幅のこと。 例えば USD/JPY が 120.90-120.95 の場合、スプレッドは 5 銭、EURUSD が 1.1055-1.1058 の場合 スプレッドは 3 ポイント(ピップス)。

【取引期間(とりひききかん)】

オプションの買い手が権利行使をすることができる期間をいいます。オプションの取引日から権利 行使期日までの間いつでも権利行使が可能なアメリカンオプションと、オプションの権利行使期日 に限り権利行使が可能なヨーロピアンオプションとがあります。オプションの買い手が権利を実行し ない場合は、自動権利行使制度の適用のない限り、権利消滅となります。

【デジタルオプション】

権利行使期日に一定の条件を満たした場合に、一定の金額を受け渡しするオプションのことで、バイナリーオプションともいいます。デジタルオプションでは、購入者は、条件を満たした場合、一定のペイアウト金額を受け取ることができ、条件を満たせなかった場合はそのオプションが無効となります(オプション料の支払った分がゼロとなります)。

【デリバティブ取引(デリバティブとりひき)】

その価格が取引対象の価値(数値)に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。先物取引お よびオプション取引を含みます。

【デルタ】

原資産の変動に対してプレミアムがどの程度変化するかを示すオプション取引におけるリスク管理 指標のひとつ。オプション取引の最適ヘッジ比率を計る指標として利用されます。

【特定投資家(とくていとうしか)】

店頭外国為替証拠金取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識および経験を有すると 認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資 家として取り扱うよう申し出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができます。

【ノータッチオプション】

判定時刻までに、設定した上限・下限バリア価格に一度でも達しないと予測する取引です。判定時刻までにバリア価格に達しなかった場合はペイアウト、達した場合は投資した資金はゼロとなります。

【売却取引(ばいきゃくとりひき)】

購入したオプションを、取引可能期間内に売却すること。

【バイナリーオプション】

通貨について権利行使価格と判定レートがあらかじめ定めた一定の条件を満たした場合に、一定の金銭を受け取ることのできる権利を、相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約するオプション取引のことをいいます。

【バリア価格】

権利行使価格のことを当社では「バリア価格」と呼びます。

【ヒストリカル・ボラティリティ】

過去の値動きから算出する原資産の価格変動率のこと。

【ビッド(BID)】

プライスを提示する側(金融商品取引業者)の買値のこと。提示された側(お客様)はそのプライスを売ることになります。(⇔アスク)

【プットオプション】

原商品をあらかじめ定めた価格(権利行使価格)で権利行使期日に(アメリカンオプションの場合は、権利行使期日までに)売り付けることのできる権利のことをいいます。買い手にとってインザマネーの場合、プットオプションの売り手は原商品を買い付ける義務を負います。

【ブラック・ショールズ・モデル】

フィッシャー・ブラックとマイロン・ショールズによって考案されたオプションの価格算出モデル。原資産価格、権利行使価格、残存期間、ボラティリティ(価格変動率)、非危険資産利子等の変数によりオプションの理論価格を算出します。

【プレーンバニラオプション】

単純なコールオプションやプットオプションのこと。これにさまざまな条件を付したものが一般的にエキゾチックオプションと呼ばれます。当社で取り扱う店頭バイナリーオプションは、エキゾチックオプションの一つです。

【ヘッジ取引(ヘッジとりひき)】

現在保有しているかあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させる ために、当該資産・負債等リスクが反対方向のポジションを先物市場や店頭市場で設定する取引 をいいます。

【本源的価値(ほんげんてきかち)】

現時点のオプションの価値のこと。(=本質的価値)

【約定日(やくじょうび)】

取引が約定(成立)した日のこと。

【ヨーロピアンオプション】

権利行使期日(権利行使時刻)にしか権利行使ができないオプション取引のこと。

【ラダーオプション】

判定時刻の時点で、権利行使価格が判定レートよりも高いか、安いかを予想します。

【両建て(りょうだて)】

同じ取引対象商品の買いポジションと売りポジションの両方を保有すること。(経済合理性を欠きますので、当社ではお勧めしておりません。)

【レンジオプション】

レンジ(判定時刻)=<u>各回号の判定時刻の時点で</u>、原資産の判定レートが設定した上限・下限バリア価格のレンジ内に留まるか(END-IN)か、レンジ外に出るか(END-OUT)を予想します。

レンジ(取引期間中) = 各回号の取引開始から判定時刻までの間、原資産の市場価格が設定した 上限・下限バリア価格のレンジ内に留まるか(STAY-IN)、レンジ外に出るか(BREAK-OUT)を予想 します。

【ロスカット取引】

ある一定額以上、損失を拡大させない(確定させる)ために行う取引のこと。

【ワンタッチオプション】

判定時刻までに、設定レート(バリア)に一度でも達すると予測する取引です。判定時刻までに設定レート(バリア)に達した場合はペイアウト、達しなかった場合は投資した資金はゼロとなります。

店頭バイナリーオプション取引概要

当社の提供する店頭バイナリーオプション取引の概要です。 「店頭バイナリーオプション取引約款」「店頭バイナリーオプション契約締結前交付書面」 および、以下の内容をよくお読みいただき、十分ご理解の上ご利用ください。

| 取引の種類 | 店頭通貨バイナリーオプション取引 |
|-------|------------------|
|-------|------------------|

■ 手数料

| 取引手数料 | 無料 |
|---------|--------------------------------|
| 入金手数料 | 無料(振込手数料はお客様負担) |
| 出金手数料 | 3,000 円未満の場合 250 円(振込手数料は当社負担) |
| 口应继续工粉料 | 12ヶ月間お取引等がない場合 2,500円(税込) |
| 口座維持手数料 | 以降引き続きお取引等がない場合6ヶ月毎に2,500円 |

■ 取引日 注文受付時間

| | • 取引期間:2 時間 15 分 |
|------------------------------|-------------------------|
| | 5 時間 15 分 |
| | 1 日 |
| | 1 週間 |
| | 1ヶ月 |
| 形。21 #8 BB(1 / 1 / 1 / 1 BB) | 四半期(1-3、4-6、7-9、10-12月) |
| 取引期間(時間) | 1年(2017年から) |
| | 取引可能期間:1 時間 58 分~ |
| | 判定期間:2分 |
| | ● 取引時間 |
| | 毎営業日午前6時45分~翌日午前2時58分 |
| | 月曜は午前9時00分~(日本時間) |
| カスタマーリレーション部 受付時間 | 月曜~金曜午前 9:00~午後 5:00 |
| (カスタマーサポート担当) | (年末年始および祝日を除く) |

■ 入出金

| 7 HALOUT | 入金は当社の指定口座への振込。出金については | | | | |
|-------------|--------------------------|--|--|--|--|
| 入出金について | 客様の指定銀行口座へのお振り込みとなります。 | | | | |
| 購入代金の前払い | オプション購入に際し、口座に購入代金全額がなけれ | | | | |
| 押八八宝Vノ削がAV・ | ば注文を受け付けすることはできません。取引開始前 | | | | |

| | に口座への入金が必要となります。 |
|-----|---------------------------|
| | 成立後、受渡となりますので、注文当日が受渡日となり |
| 受渡日 | ます。 |
| | • オプション購入時には、取引口座から速やかに購 |
| | 入合計金額が差し引かれます。 |
| | • オプション売却時には、取引口座に速やかに売却 |
| | 代金が反映されます。 |
| | • 権利行使確定時には、当社システム判定後、順 |
| | 次、取引口座にペイアウト代金が反映されます。 |

■ 取扱商品詳細

| 通貨ペア | |
|-------------------|-----------------------------|
| AUD/JPY(豪ドル/円) | |
| AUD/USD(豪ドル/米ドル) | |
| EUR/GBP(ユーロ/英ポンド) | |
| EUR/JPY(ユーロ/円) | |
| EUR/USD(ユーロ/ドル) | 当社レート配信先のレート(MID:仲値)を参照します。 |
| GBP/JPY(英ポンド/円) | |
| GBP/USD(英ポンド/ドル) | |
| USD/CAD(ドル/カナダドル) | |
| USD/JPY(ドル/円) | |

■ オプションの概要

| 取扱オプションの種類 | ラダー |
|--------------------|-----------------------------------|
| | タッチ / ノータッチ |
| | レンジ(判定時刻) END-IN, END-OUT |
| | レンジ(取引期間中)STAY-IN, BREAK-OUT |
| バリア価格(権利行使価格) | 設定された価格及び商品ごとに設定された上限バリ |
| | ア・下限バリア価格に基づき決定 |
| バリア価格(権利行使価格)の設定方法 | 各回号の購入受付開始時の原資産価格、およびヒスト |
| | リカル・ボラティリティ等を用いて設定します。 |
| 権利行使の型 | • ヨーロピアンタイプ (ラダー、END-IN, END-OUT) |
| | 判定時刻にのみ権利行使 |
| | • アメリカンタイプ(タッチ/ノータッチ、STAY-IN, |
| | BREAK-OUT) |
| | 取引期間中および判定時刻に権利行使 |

| | - 白動搖到行体(世泽) |
|-------------------|--|
| | 自動権利行使(共通)(タ接利行使期間の判字時初ました)は取引期間内 |
| | (各権利行使期間の判定時刻もしくは取引期間中 |
| | に、各条件を満たしていれば自動的に権利行使さ |
| | れ、満たしていなければ自動的に権利は消滅しま |
| | す。) |
| | オプションの取引レートは「取引終了までの期間」及び |
| | 「原資産価格」等のいくつかの要因を用いてブラック・ |
| | ショールズモデルの理論価格に調整分を加味して算 |
| | 出します。オプションのペイアウト額は、スプレッドを加 |
| | 味した価格が上乗せされているためコールオプション |
| 取引レート(購入・売却)の決定方法 | +プットオプション及び(END-IN)+(END-OUT)の合 |
| | 計額等とは一致いたしません。 |
| | また「取引終了までの期間」や「原資産価格」等が変動 |
| | することにより取引レートも常に変動します。そのため、 |
| | 判定時刻直前や原資産である為替市場の急激な変動 |
| | により、取引レートが急激に変動する場合があります。 |
| | 判定時刻の原資産の価格とバリア価格(権利行使価 |
| | 格)を比較します。 |
| | 1.コールオプションを購入し、 <u>判定レートがバリア価格</u> |
| | <u>以上の場合、またはプットオプションを購入し、判定レ</u> |
| | <u>ートがバリア価格未満の場合</u> に 1 ロットあたりの各ペイ |
| India () | アウトが生じます。 |
| 権利行使の判定方法 | 2. 判定時刻ちょうどに価格情報が得られない場合は |
| | 判定直前の価格を判定レートとします。 |
| | ※判定レートが得られない場合の直前の価格につい |
| | ては、2 分程度前までさかのぼって参照します。2 分以 |
| | 上レートが提示されていない場合は、回号中止等の判 |
| | 断を行う場合があります。 |
| バリア価格(権利行使価格)の追加 | 取引開始後に、バリア価格が追加されることはありませ |
| | |
| | λ_{\circ} |

■ 取引について

| | 新規注文は購入のみです。売建(ショートポジション) |
|-------|---|
| 取引方法 | の取り扱いはありません(取引可能期間中は購入した |
| | オプションの売却は可能です)。 |
| 取引単位等 | 購入時:1 ロット単位(1 ロットあたりの取引価格は最 |

| | 小0円+1,000円 x3.5%(変動制)から、最大999円 |
|--------|--------------------------------|
| | |
| | の間で変動) |
| | ※1,000 円となる場合は経済合理性を欠くため、価格を |
| | グレーアウトし取引不可とします。 |
| | • 売却時:購入時の取引数量ごと(1 ロットあたりの取 |
| | 引価格は0円から、最大1,000円-1,000円 x3.5% |
| | (変動制)の間で変動) |
| | ※オプション売却時は分割して売却することはできま |
| | せん。全口数の売却となりますのでご注意ください。 |
| 呼び値の単位 | オプション 1 ロットあたりでの最小の値幅(刻み値)は 1 |
| | 円です。 |

■ 注文・ペイアウトの種類

| 購入 | オプションの新規の購入。成行注文のみとなります。 |
|-------------|---------------------------|
| 売却取引 | 購入したオプションの売却。購入したオプションの数量 |
| | の一部のみを売却することはできず、全額を成行注文 |
| | のみとなります。 |
| ペイアウト(権利行使) | 判定時もしくは取引期間中に判定レート(市場価格)が |
| | 条件を満たした場合、ペイアウトが発生します。 |
| 権利消滅 | 判定時もしくは取引期間中に判定レート(市場価格)が |
| | 条件を満たさなかった場合、権利は消滅しペイアウトは |
| | 発生しません。 |

■ その他

| 必要証拠金 | 当社の店頭バイナリーオプション取引は証拠金取引で |
|---------|---------------------------|
| | はありません。 |
| 追加証拠金 | 当社の店頭バイナリーオプション取引では、購入時に |
| | 代金を全額お支払いいただくため、追加での金銭(い |
| | わゆる追加証拠金)の請求を行うことはありません。 |
| ロスカット | 当社の店頭バイナリーオプション取引では、購入時の |
| | 代金を超えて損失が生じる可能性はありませんので、 |
| | 損失を限定するためのロスカットはありません。 |
| 区分管理 | 日証金信託銀行で区分管理を行っております。 |
| 知識確認テスト | 当社の店頭バイナリーオプション取引を開始する前 |
| | に、オプションおよびバイナリーオプションに関する知 |
| | 識確認テストを受けていただきます。知識確認テストに |

| て一定の点数を取っていただいた方のみが、お取引を |
|--------------------------|
| 開始することができます。 |

Binary 株式会社 平成 28 年 10 月 6 日現在 平成 28 年 10 月 13 日改定 平成 28 年 10 月 20 日改定 平成 28 年 10 月 28 日改定 平成 28 年 11 月 21 日改定